（別記）

令和８年度京丹後市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

１　地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域は、全水田面積に占める主食用米作付面積の割合が約 63%であり、転換作物においては、加工用米、大豆、小豆、飼料作物の作付割合が高い。

本市を含む丹後地域は、（一財）日本穀物検定協会が実施する米の食味ランキングにおいて、最高評価の特Ａを 12 回獲得しており、主食用米の生産意欲が高い。一時的に需要や米価は上昇したが、長期的に見据え農業経営の安定化を図る必要があることから、主食用米からの転換を促進し農地の有効活用していく。

また、農業者の減少や高齢化が進む中で、平地では、土地利用集積の促進により、農地利用の効率化が進んできているが、中山間地では、獣害の増加もともなって、不作付地の拡大が進んでおり、水田耕作面積の維持が課題となっている。

２　高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

府内最大の水田面積を誇る当市は、適地適作を基本として、多種多様な品目の野菜を生産している。特に、小豆や黒大豆は、府内でも上位の生産量のため、「京都ブランド」として更なる付加価値の向上に向け安定生産･規模拡大を進めていく。

また、現在、水稲は国内向けの生産が中心だが、近年の国内消費の落ち込みを踏まえ、海外輸出にも目を向け、新市場開拓用米の生産を促進していく。

さらに、消費地である京阪神への輸送コストが、農業者にとって大きな負担となっており、令和２年に創設した地域商社とも連携し、農業者の流通・販売コストの削減と収益力の強化を図っていく。

３　畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

担い手の高齢化・後継者不足による農業者の減少に伴い、耕作放棄地が拡大し、水田耕作面積は年々減少している。

地域計画の策定によって、地域ごとの農業の実情を把握し、担い手の育成や農地の集積・集約、団地化などの効率的な生産体制を構築し水田を有効利用していく。

その上で、長年に渡って畑作物や果樹を栽培している水田に関しては、必要に応じて、畑地化促進事業の活用について検討を進めていく。

現段階は産地交付金に係る作付状況の現場確認を行っているが、令和９年度を目途に水田台帳システムデータ上での確認等により、適確かつ効率的な確認方法への変更を検討する。また、畑地化促進事業を活用した畑地化や地域におけるブロックローテーションに向けた各農会への説明を行い、水田の有効利用を推進する。

４　作物ごとの取組方針等

（１）主食用米

売れる米づくりを目標に、コシヒカリを中心に食味に優れ、安全・安心で消費者に支持される米づくりとして、産地全体の品質や食味の底上げを図る。あわせて、良食味米産地としての地位の確立を目指すとともに、特別栽培や有機栽培の生産を推進し、需要に応じた生産に取り組む。

令和３年度から本格栽培の始まった京式部は、徐々に生産面積を増やす京都府のブ

ランド戦略にのっとり、将来的にコシヒカリに並ぶ、京丹後市を代表する米として推進していく。

また、多様な売れる米づくりとして、府内の酒造業界から需要のある酒造好適米「祝」の生産に取り組む。

（２）非主食用米

ア　飼料用米

主食用米の需要減が見込まれる中、多様な米づくりの一つとして、産地交付金を活用した作付拡大及び栽培技術向上により、収量増加を図るとともに、地域の畜産農家等との連携により、継続的で安定した生産を目指す。

イ　米粉用米

主食用米の需要減が見込まれる中、小麦粉に代わるパンや麺などの材料として、近年の需要が増加しており、生産の拡大を目指す。

ウ　新市場開拓用米

主食用米の需要減が見込まれる中、輸出を中心に新市場に向けた新しい取組を推進する。

エ　WCS 用稲

輸入粗飼料の価格高騰を受けて国産飼料の需要が高まる中、多様な米づくりの一つとして、地域の畜産農家を中心とした組織的な取組により、持続可能で安定した生産を目指す。

オ　加工用米

産地交付金を活用しつつ、府内の酒造業界から継続的な需要が見込まれる醸造用掛け米「京の輝き」を中心に、主食用米からの転換や不作付地への作付けにより、生産の拡大を目指す。

（３）大豆、飼料作物

大豆については、農業者の減少や高齢化により、生産量の減少が危惧されるが、黒大豆を中心に適地適作を基本とし、従来からのブロックローテーションや団地化、生分解性マルチ栽培などにより、収量・品質の高位安定化と作業の省力化を図り、作付面積の維持を目指す。

飼料作物については、地域の畜産農家との連携により、二毛作や耕畜連携の取組を継続し、需要と結びついた生産に取り組む。

（４）そば

地域の実需者との結びつきを強化し、排水対策等の栽培管理の徹底により、収量の安定化や品質の向上を図る。

（５）高収益作物

本市の主力となる土地利用型作物（黒大豆、青大豆、小豆、たまねぎ、ブロッコリー、枝豆、コギク、えび芋、キャベツ）及び高い栽培技術により評価を得ている作物（みず菜、九条ねぎ、種苗類）を「重点品目」として、また、地域ごとに適地適作を基本として、経営規模の小さい農業者でも取り組みやすい作物（賀茂なす、トマト、ニンニク、かぼちゃ、きゅうり、ピーマン、フキ、里芋、大根、ゆり、鶏頭、と

うがらし、実そば、甘藷）を「推進品目」と位置付けて、産地化を推進する。

（６）地力増進作物

地力増進作物を栽培することにより、農地を肥沃にすることで、後作となる水稲や転換作物の収量・品質の向上を図る。

（７）畑地化

水田に復活しづらい施設園芸作物や、既に定着化しつつある高収益作物の生産を維持・拡大を図るために、畑地化事業を活用する。推進作物については、（５）高収益作物を主とし、農業生産法人や集落営農組織・認定農業者を中心に農会長会議を通して個々の農家へ周知を図りながら推進を行っていく。

５　作物ごとの作付予定面積等　～　**８　産地交付金の活用方法の明細**

別紙のとおり

※　農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

別紙

５ 作物ごとの作付予定面積等

（単位:ha）

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和８年度の作付目標面積等	
		うち二毛作		うち二毛作		うち二毛作
主食用米	2,352.0	0.0	2,330.0	0.0	2,200.0	0.0
備蓄米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飼料用米	8.0	0.0	9.0	0.0	9.0	0.0
米粉用米	0.6	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0
新市場開拓用米	3.0	0.0	4.0	0.0	4.0	0.0
WCS用稲	23.0	0.0	23.0	0.0	23.0	0.0
加工用米	153.0	0.0	170.0	0.0	260.0	0.0
麦	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大豆	22.0	0.0	22.0	0.0	30.0	0.0
飼料作物	18.3	8.7	20.0	9.0	20.0	9.0
・子実用とうもろこし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
そば	3.9	0.0	4.0	0.0	5.0	0.0
なたね	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地力増進作物	0.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0
高収益作物	69.2	0.0	70.0	0.0	89.0	0.0
・野菜	38.7	0.0	39.0	0.0	43.0	0.0
・花き・花木	2.5	0.0	3.0	0.0	4.0	0.0
・果樹	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
・その他の高収益作物	28.0	0.0	28.0	0.0	42.0	0.0
畑地化	2.7	0.0	3.0	0.0	15.0	0.0

6　課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度実績(R7年度)	目標値(R8年度)
1	飼料用米	戦略作物生産性向上助成	作付面積 平均単収	7.6ha 345kg/10a	9.0ha 550kg/10a
2	飼料作物	戦略作物二毛作助成	二毛作による作付面積	8.7ha	9.0ha
3,4	飼料用米 飼料作物	戦略作物耕畜連携助成	耕畜連携の取組面積	4.3ha	5.0ha
5	加工用米（京の輝き）	京の輝き生産安定助成	作付面積	-	170ha
6	小豆	市重点品目作物助成①	作付面積	17.6ha	28.5ha
7	みず菜、九条ねぎ、種苗類（水稲以外）、たまねぎ、ブロッコリー、枝豆、コギク、えび芋、キャベツ	市重点品目作物助成②	作付面積	35.6ha	40.0ha
8	黒大豆、青大豆、小豆、みず菜、九条ねぎ、種苗類（水稲以外）、たまねぎ ブロッコリー、枝豆、コギク、えび芋、キャベツ	市重点品目作物団地化助成①	団地化による作付面積	34.0ha	50.0ha
9	黒大豆	市重点品目作物生産性向上助成①	作付面積 単収	15.6ha 40kg/10a	25.0ha 100kg/10a
10	黒大豆	市重点品目作物分解性マルチ栽培助成	分解性マルチ栽培面積 秀品率	10.6ha 12%	14.0ha 40%
11	みず菜 九条ねぎ 種苗類（水稲以外）	市重点品目作物施設栽培助成	施設栽培面積	9.9ha	13.0ha
12	賀茂なす、トマト、ニンニク、かぼちゃ きゅうり、ピーマン フキ、里芋、大根、ゆり、鶏頭、とうがらし、甘藷	市推進品目作物助成①	作付面積	5.7ha	7.0ha
13	実そば	市推進品目作物助成②	作付面積	3.3ha	4.3ha
14	小豆	市重点品目作物生産性向上助成②	作付面積	13.5ha	20.0ha
15	地力増進作物	地力増進作物推進助成	作付面積	0ha	1.0ha

※　必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。
※　目標期間は３年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名：京都府

協議会名：京丹後市地域農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価（円/10a）	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	戦略作物生産性向上助成	1	6,000	飼料用米	・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（以下、推進要領）別紙1の第5の1に基づき、新規需要米の取組計画の認定を受けること。 ・交付対象者ごとに50a以上作付けすること。 ・通常の作付け及び肥培管理がされていること。 ・多収品種を導入していること。
2	戦略作物二毛作助成	2	10,000	飼料作物	・実需者等と利用供給協定を締結すること。 ・自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定すること。 ・交付対象者ごとに1ha以上作付けすること。 ・通常の作付け及び肥培管理がされていること。
3	戦略作物耕畜連携助成	3	9,000	飼料用米	わら利用（飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組） 利用供給協定に基づき実施する飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組であり、次に掲げる事項のすべてを満たすこと。 ➢当年産において、飼料用米の作付けが行われる水田であること。 ➢そのわらが確実に飼料として利用され、かつ、その子実が飼料又は飼料の種苗として利用される稲の作付けであること。 ➢刈取時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期としていること。 ➢飼料用米は、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（以下、推進要領）別紙1の第5の1に基づき、新規需要米の取組計画の認定を受けること。
4	戦略作物耕畜連携助成	4	9,000	飼料作物	水田放牧（水田における牛の放牧の取組） 利用供給協定（自家利用計画）に基づき実施する飼料作物の作付水田における牛の放牧の取組であり、次に掲げる事項のすべてを満たすこと。 ➢当該年度における放牧の取組であること。 ➢1ha当たりの放牧頭数が成牛換算で2頭以上であること。なお、成牛換算においては、育成牛2頭あたり成牛1頭とする。 ➢対象牛は、おおむね24か月齢以上の成牛又は8か月齢以上の育成牛であること。 ➢地域における適正な放牧密度により放牧が実施されるものであり、かつ、1ha当たり延べ放牧頭数が180頭日以上であること。
5	京の輝き生産安定助成	1	4,000	加工用米（京の輝き）	10a以上の加工用米出荷契約を締結し、作付け、出荷・販売すること
6	市重点品目作物助成①	1	37,000	小豆	・通常の作付け及び肥培管理がされていること。
7	市重点品目作物助成②	1	32,000	みず菜、九条ねぎ、種苗類（水稲以外）、たまねぎ、ブロッコリー、枝豆、コギク、えび芋、キャベツ	・通常の作付け及び肥培管理がされていること。
8	市重点品目作物団地化助成①	1	15,000	黒大豆、青大豆、小豆、みず菜、九条ねぎ、種苗類（水稲以外）、たまねぎ、ブロッコリー、枝豆、コギク、えび芋、キャベツ	・集落単位を基本として、団地化計画を策定すること。 ・団地化計画に基づき、転作作物（飼料作物、加工用米、新規需要米、不作付を除く）で1ha以上の連坦団地を形成し、黒大豆・青大豆は、30a以上連坦させること（黒大豆は、30a以上の連坦がない場合でも、団地面積には含むものとする）。 ・対象作物のうち、黒大豆及び小豆は、共済加入又は収入保険加入をすること（共済引受け設定のない品種は除く）。 ・通常の作付け及び肥培管理がされていること。・集落単位を基本として、団地化計画を策定すること。 ・団地化計画に基づき、転作作物（飼料作物、加工用米、新規需要米、不作付を除く）で1ha以上の連坦団地を形成し、黒大豆は、30a以上連坦させること（黒大豆は、30a以上の連坦がない場合でも、団地面積には含むものとする）。 ・対象作物のうち、黒大豆及び小豆は、共済加入又は収入保険加入をすること（共済引受け設定のない品種は除く）。 ・通常の作付け及び肥培管理がされていること。
9	市重点品目作物生産性向上助成①	1	5,000	黒大豆	・交付対象者ごとに20a以上作付けすること。 ・共済加入又は収入保険加入をすること（共済引受け設定のない品種は除く）。 ・通常の作付け及び肥培管理がされていること。
10	市重点品目作物分解性マルチ栽培助成	1	6,000	黒大豆	・分解性マルチによる栽培を行うこと。 ・通常の作付け及び肥培管理がされていること。
11	市重点品目作物施設栽培助成	1	7,000	みず菜、九条ねぎ、種苗類（水稲以外）	・施設栽培を行うこと。 ・通常の作付け及び肥培管理がされていること。
12	市推進品目作物助成①	1	5,000	賀茂なす、トマト、ニンニク、かぼちゃ、きゅうり、ピーマン、フキ、里芋、大根、ゆり、鶏頭、とうがらし、甘藷	・通常の作付け及び肥培管理がされていること。
13	市推進品目作物助成②	1	5,000	実そば	・交付対象者ごとに1ha以上作付けすること。 ・通常の作付け及び肥培管理がされていること。
14	市重点品目作物生産性向上助成②	1	1,000	小豆	・交付対象者ごとに20a以上作付けすること。 ・共済加入又は収入保険加入をすること（共済引受け設定のない品種は除く）。 ・通常の作付け及び肥培管理がされていること。
15	地力増進作物推進助成	1	0	地力増進作物	① 適切な播種期（4～10月）に播種し、適切な肥培管理を行い、鋤込み（5～12月）を行うこと。 ② 同一ほ場への連続支援は原則2年間までとする。 ③ 次年度に水稲と転換作物のブロックローテーションの取組、高収益作物栽培や有機農業等の環境を配慮した取組のための土づくりを行うこと。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「○○○（二毛作）」、耕畜連携の場合は使途の名称に「○○○（耕畜連携）」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「○○○（耕畜連携・二毛作）」と記入してください。
※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。
※3 産地交付金の活用方法の明細（個票）の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。
※4 産地交付金の活用方法の明細（個票）の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。